

国自安第257号  
国自旅第441号  
平成26年1月27日

各地方運輸局自動車交通部長殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長殿  
沖縄総合事務局運輸部長殿

自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の附帯決議を踏まえた累進歩合制度の廃止に係る対応について

今般、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行がされ、同法の附帯決議において、「国土交通省及び厚生労働省は、累進歩合制の廃止について改善指導に努めること。また、労使双方に対し、本法の趣旨を踏まえた真摯な対応を行うよう促すとともに、取組状況を把握し助言等必要な支援を行うこと」等とされたところである。

厚生労働省においては、累進歩合制度は長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されるとして、平成元年3月1日付け基発第93号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」により廃止するものとし、その遵守については、これまでも自動車運転者を使用する事業場に対し、指導されてきたところであるが、今般、同法の附帯決議を受けて、厚生労働省労働基準局長より別添のとおり都道府県労働局長あて通知されたところである。

については、その旨下知されるとともに、一般乗用旅客自動車運送事業者に対する監査、指導等の機会を捉えて、累進歩合制度の廃止に関する働きかけ等を行うこととされたい。